

様

〔団体登録の場合は、名称及び代表者の氏名〕

東京都中央卸売市場長

印

## いちば食育応援隊登録証

## (登録内容)

登録番号			
氏名 (団体の場合はその名称)	生年 (団体の場合は設立年)	M・T・S・H	年生
種別	分野		

## 〔東京都中央卸売市場における食育推進に資する人材の活用に関する要綱(抜粋)〕

## (定義)

- 第2 この要綱で「食育事業」とは、東京都内に所在する学校・幼稚園・保育所等の教育施設や児童福祉施設で実施する食育授業や、その他のものが都内で実施する食育活動をいう。なお、花きに関する普及啓発事業も含むものとする。
- 2 この要綱で「人材バンク」とは、卸売市場における業務及び生鮮食料品等流通の実務を通じて得た豊富な知識や経験を有する人材を食育事業に対する講師又は指導者として派遣することを前提に、その人材情報を集積し広く都民に提供する制度をいう。
- 3 この要綱で「いちば食育応援隊」とは、人材バンクに登録した個人又は団体をいう。

## (登録の要件)

- 第3 人材バンクに登録できるのは、次の各号の要件を満たしている者とする。ただし、要件を満たす者を多く抱える団体にあっては、個人登録に代えて団体として登録することを妨げない。
- (1) 別表1に掲げる東京都内にある卸売市場の関係事業者が構成する団体(以下「団体」という。)に所属する者
- (2) 次のいずれかの要件を備えた者
- ア 食育事業に関する講師や指導者としての実績がある者
- イ 東京都中央卸売市場が実施するいちば食育応援隊養成講習会を受講した者

## (人材バンクへの登録)

- 第4 人材バンクに登録を希望するときは、別記第1号様式又は別記第2号様式により、東京都中央卸売市場長(以下「市場長」という。)に登録の申込を行うものとする。
- 2 市場長は、前項の申込により人材バンクに登録したときは、別記第3号様式により申込者に通知するとともに、登録証(別記第4号様式)を交付するものとする。

## (人材情報の公開)

- 第6 市場長は、いちば食育応援隊に関する次の各号の情報を、東京都中央卸売市場のホームページ及びその他の方法により公開するものとする。
- (1) 名称(団体の場合のみ) (7) 該当業種(別表1の業種をいう。)
- (2) 生年(団体の場合は「設立年」) (8) 該当部類(別表2の部類をいう。)
- (3) 性別(個人の場合のみ) (9) 食育事業に派遣される場合の専門分野
- (4) 住所(団体の場合は「所在地」。区市町村まで) (10) これまでの食育に関する主な活動実績
- (5) 所属団体等の名称(個人の場合のみ) (11) 食育事業に派遣される場合の条件
- (6) 所属団体等が主に関係する市場の名称

## (登録内容等の変更)

- 第10 いちば食育応援隊は、登録内容を変更及び追加しようとするときは、別記第8号様式により市場長に届け出るものと
- 2 市場長は、前項による届出を受けたときはその内容を確認のうえ、速やかに登録情報を更新するとともに、既に交付した登録証(別記第4号様式)の記載内容に変更が生じるときは再交付するものとする。

## (登録の取消)

- 第11 市場長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消さなければならない。
- (1) 第3各号のいずれかの要件に適合しなくなったとき
- (2) 登録者から取消の申し出があったとき
- (3) その他市場長が取り消すことが必要と認めるとき
- 2 市場長は登録を取り消したときは、登録情報を削除するとともに、別記第9号様式により、そのいちば食育応援隊及び所属団体に通知するものとする。